Ⅱ　インクルーシブ教育システムをめぐる国の動向と本研究の位置づけ

１．インクルーシブ教育システム構築に向けての国の動き

（１）障害者の権利に関する条約の批准までの経緯

平成 18 年 12 月に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」について、我が国は平成 19 年 9 月に署名し、平成 26 年 1 月（同年 2 月発効）に批准した。この間、障害者基本法の改正（平成 23 年）、障害者差別解消法の制定（平成 25 年）など、障害者に関する一連の国内法の整備を行っている。

障害者の権利に関する条約が採択されるまでには以下のような経緯がある。

昭和 50 年に、障害の種別や程度を問わずあらゆる障害のある人を対象とする「障害者の権利宣言」が、我が国も共同提案国となり採択された。その後、昭和 56 年を「国際障害者年」とすることが決議され、昭和 57 年には、「障害者に関する世界行動計画」、「国連障害者の十年」（昭和 58 年～平成 4 年）の宣言が採択された。平成 5 年には、「障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択され、障害者の社会的障壁を取り除くべきとの理念が示された。

平成 13 年 12 月の国連総会にてメキシコ提案の「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的総合的な国際条約」決議が採択された。この決議で「アドホック委員会」を設置することが決められた。アドホック委員会では障害者団体も同席し、発言する機会が設けられた。「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで)」というスローガンのとおり、障害者自身が主体的に関与しようとの意向の反映であり、障害者のための条約の起草という国際社会の総意の現れでもある。平成 14 年から 8 回にわたるアドホック委員会の会合を経て、平成 18 年 12 月 13 日、障害者の権利に関する条約が国連総会で採択された。

本条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している。本条約の締結により、我が国においては、共生社会の実現に向けて、障害者の権利の保障に向けた取組が一層強化されることとなる。

第 24 条には教育について、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度（inclusive education system）及び生涯学習を確保すること、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと、障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることなどが述べられている。

平成 18 年 12 月	国連総会において採択
平成 19 年 9 月 28 日	日本国署名
平成 21 年 12 月	内閣府「障がい者制度改革推進本部」及び「障がい者制度改革推進会議」設置
平成 22 年 6 月 29 日	障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(閣議決定)
7 月 12 日	文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置
平成 23 年 8 月 5 日	障害者基本法の一部を改正する法律の公布、一部を除き施行
平成 24 年 5 月 21 日	内閣府「障がい者制度改革推進会議」を廃止し、「障害者政策委員会」を設置
7 月 23 日	中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」とりまとめ
平成 25 年 6 月 26 日	障害を理由とする差別に解消の推進に関する法律の公布、一部を除き施行
8 月 26 日	学校教育法施行令の一部を改正する政令が公布、9 月より施行
12 月 4 日	障害者の権利に関する条約の締結について国会承認
平成 26 年 1 月 17 日	障害者の権利に関する条約の批准・公布の閣議決定
1 月 20 日	障害者の権利に関する条約の批准

（２）中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告)」

障害者の権利に関する条約の批准に先駆けて、中央教育審議会初等中等教育分科会により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告)」（以下、初等中等教育分科会報告）が平成 24 年 7 月にまとめられた。現時点での、我が国におけるインクルーシブ教育システム構築に向けた考え方、取組の方向性が示されている。共生社会とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

本報告では、障害者の権利に関する条約第 24 条を受けて、インクルーシブ教育システムとは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられていること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている旨が示されている。そして、共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、

個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であることが述べられている。

また、基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであるとしながらも、その場合には、それぞれの子どもが、授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかが最も本質的な視点であるとし、そのための環境整備が必要であることも述べられている。

（３）学校教育法施行令の改正（教育支援資料）

「学校教育法施行令の一部改正」により、平成 25 年 9 月から、これまでの学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する障害のある子どもは、原則、特別支援学校に就学するという仕組みが改められた。子どもの障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、市町村教育委員会が総合的観点から、小・中学校又は特別支援学校のいずれかに就学させるかを判断・決定する仕組みになった。また、特別支援学校と小・中学校間の「転学」について、障害の状態のみならず、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況などについて転学の検討を開始できることとされた。このため、各学校は就学後も子どもの発達の程度や適応の状況についての情報を整理しておく必要がある。施行令には、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大も示されている。

就学先の決定に関しては、本人・保護者への事前の情報提供や、特別な支援が必要な幼児の把握が必要である。その上で、市町村教育委員会が、子どもの障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、保護者や専門家の意見などを総合的に勘案して、適切な就学先を決定する。なお、この際、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

これらの障害のある子どもの就学先決定等については、文部科学省の「教育支援資料」（平成25年10月）において具体的なモデルプロセス等が解説されている。

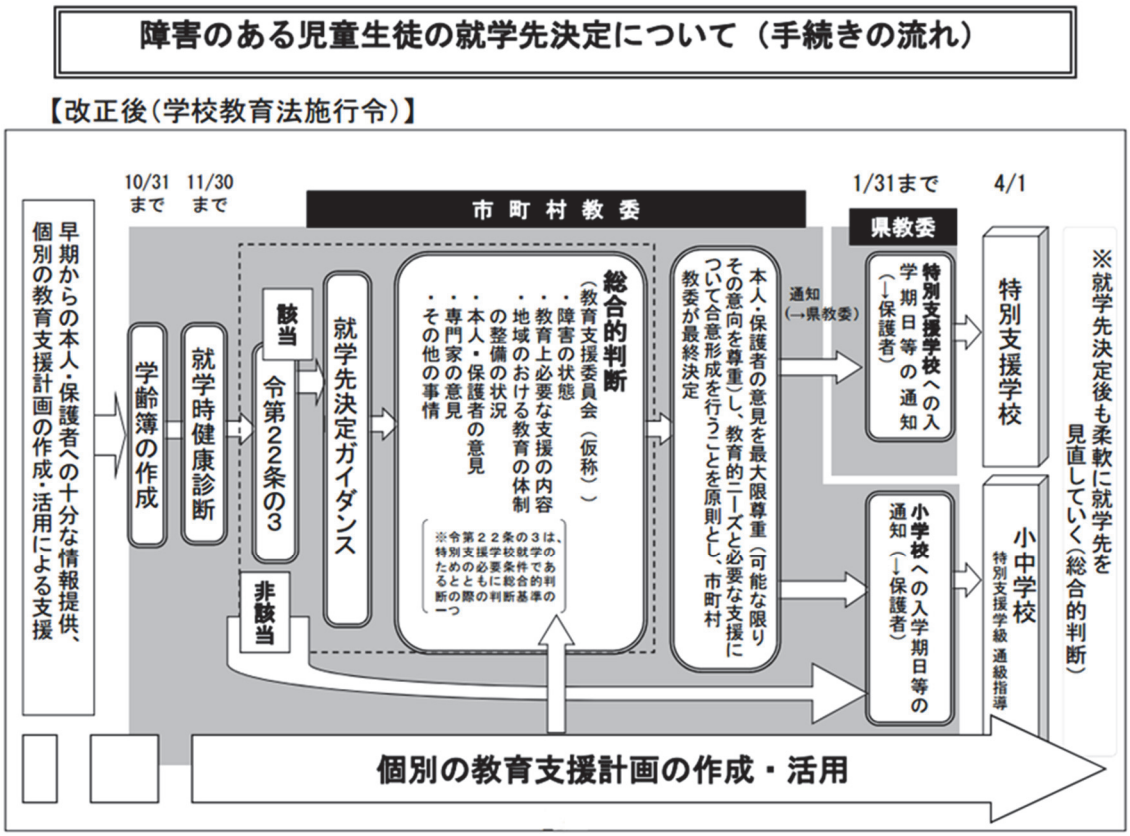

図Ⅱ－１　障害のある児童生徒の就学先決定について（文部科学省「教育支援資料」）

２．文部科学省モデル事業とデータベースについて

（１）　文部科学省「インクルーシブ教育システム構築事業」

インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進しつつ、早期からの教育相談・支援体制の充実、幼稚園、小・中学校、高等学校における合理的配慮の充実に関する調査研究、特別支援学校の機能強化に関する調査研究等を行うものである。

① 早期からの教育相談・支援体制構築支援事業

障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、早期からの教育相談・支援体制を構築する取組について実践研究を行い、その成果を普及する。

平成 25 年度は、20 都道府県及び指定都市に委託。

平成 26 年度は、25 都道府県及び指定都市に委託。

② インクルーシブ教育システム構築モデル事業

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及する。学校の状況や地域の実態等に応じて、３つの事業内容がある。

・インクルーシブ教育システム構築モデルスクール

各学校の設置者及び学校が、障害のある子どもに対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を蓄積するとともに、適切な「合理的配慮」のための校内体制の整備等について実践研究を行う。これらの実践事例や、実践上の成果や課題、課題の解決策などの普及を図ることにより、「合理的配慮」に関する関係者の共通理解を醸成していくものである。

・インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）

特別支援学校と幼・小・中・高等学校等（特別支援学校に在籍する児童生徒等が居住する地域の学校等（以下「居住地校」という。）を含む。）との交流及び共同学習、並びに小・中学校の特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の計画的・組織的な実施について実践研究を行うとともに、これらの交流及び共同学習における「合理的配慮」の提供について実践事例を蓄積・普及し、もって、全国の学校における交流及び共同学習の充実、及び児童生徒等一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」の提供に資するものである。

・インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）

スクールクラスターに関して実践研究を行うとともに、スクールクラスターを活用した「合理的配慮」の提供について実践事例を蓄積・普及し、もって、スクールクラスターの取組の充実及び児童生徒等一人一人の状態や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」の提供に資するものである。

平成 25 年度は、3 つの事業内容を併せて 65 市町村及び学校に委託。

平成 26 年度は、80 市町村及び学校に委託。

③ 特別支援学校機能強化モデル事業

特別支援学校に必要に応じて外部人材の配置・活用を行い、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、各特別支援学校の役割分担を地域別や機能別に明確化し、特別支援学校のセンター的機能を一層強化する。また、視覚障害、聴覚障害、病弱（身体虚弱を含む。）等の一県当たりの設置している学校数が少ない特別支援学校について、広域による連携を推進する。

平成 25 年度は、31 都道府県及び指定都市、大学に委託。

平成 26 年度は、38 都道府県及び指定都市、大学に委託。

（２）インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルＤＢ）

平成 26 年７月、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業で得られた、「合理的配慮」の実践事例をまとめたデータベース（インクルＤＢ）を国立特別支援教育総合研究所ウェブサイトにて公表した。

本サイトには、大きく２つのコンテンツがある。『「合理的配慮」実践事例データベース』は、文部科学省「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステム（データベース）である。また、『関連情報』では、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載している。

①「合理的配慮」実践事例データベース

②－１インクルーシブ教育システムについての基礎的情報

・障害者の権利に関する条約への対応（これまでの経緯）

・関連法令、施策

・関係用語の解説

②－２インクルーシブ教育システム構築に関するＱ＆Ａ

・基本的な考え方

・学校・地方公共団体向け

・保護者向け

②－３その他

・障害のある子どもの就学に関する手続き

・早期からの教育相談・支援体制構築事業　成果報告書（概要）

・インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果

・障害のある子どもの教材・支援機器等に関する情報

・諸外国における障害のある子どもの教育に関する情報

・文部科学省による実施事業の情報

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」（インクルＤＢ）

http://inclusive.nise.go.jp/

３．インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに必要な視点

初等中等教育分科会報告（2012）では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進の内容が以下のように整理されている。

「１．共生社会の形成に向けて」以下、具体的な内容として、「２．就学相談・就学先決定の在り方について」、「３．障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」、「４．多様な学びの場の整備と学校間連携等

の推進」、「５．特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等」の４つが示されている。先行研究では、これらのうち「教職員の専門性向上等」と「合理的配慮及びその基礎となる環境整備」に関する研究を行ってきた。さらに本研究では、これらの内容も踏まえ、「就学相談・就学先決定の在り方」や「多様な学びの場の整備、学校間連携の推進」に関する内容も含めた地域の体制づくりについてまとめていくことになる。

初等中等教育分科会報告（2012）の内容の中から、以下に挙げた特にインクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに必要な視点を参考にして、モデル事業地域の具体的な実践事例を通して、体制づくりに重視すべき内容について検討を行った。

（１）合理的配慮とその基礎となる環境整備について

①「合理的配慮」の決定と提供

「障害者の権利に関する条約」第２条の定義において、「合理的配慮」は以下のように示されている。「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指している。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供が必要になる。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、十分検討する必要がある。

合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望まれる。合理的配慮は発達の程度や適応の状態等によっても変わり得るものであり、柔軟に見直しを図る必要があり、子どもに十分な教育が受けられるように合理的配慮が提供できているかという観点から評価することが重要になる。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直していくことなどが求められる。

「合理的配慮」については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難なことから、初等中等教育分科会報告（2012）では、「合理的配慮」を提供するに当たっての観点を類型化するとともに、観点ごとに、各障害種に応じた「合理的配慮」を例示するという構成で整理している。報告に示されている観点は、あくまで例示であり、これ以外は「合理的配慮」として提供する必要がないというもので

はなく、「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであることに留意が必要である。

②「合理的配慮」の基礎となる環境整備

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行うことになる。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」とする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なることになるが、これらを基に、設置者及び学校が各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供することになる。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせないものである。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。なお、「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に、体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることも考えられる。

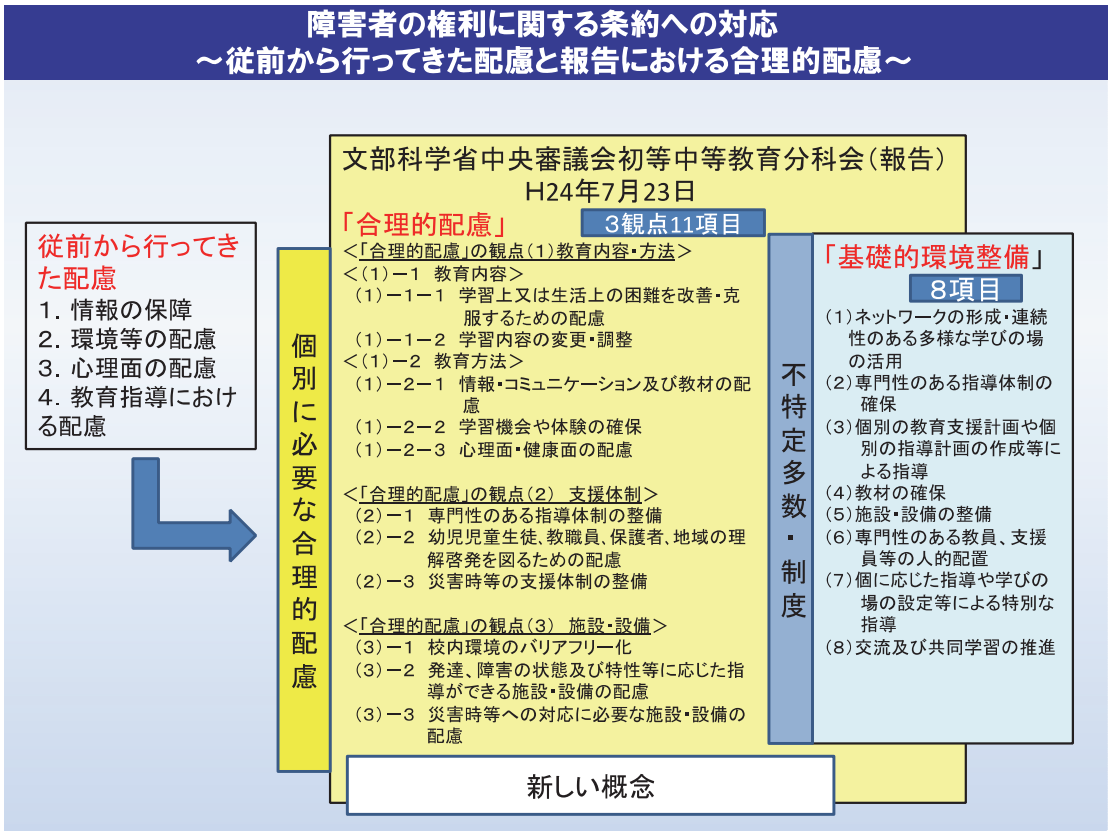

図Ⅱ－２　新しい概念「合理的配慮」（文部科学省説明資料）

○合理的配慮の観点毎の障害種別の例示配慮（中教審初中分科会報告より）

（例）①－２－１　情報・コミュニケーション及び教材の配慮	
障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT及び補助用具を含む）の活用について配慮する。	
視覚障害	見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。（聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないもの（遠くのものや動きの速いもの等）を確認できる模型や写真　等）また、視覚障害を補う視覚補助具やICTを活用した情報の保障を図る。（画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア　等）
聴覚障害	聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。（分かりやすい板書、教科書の音読箇所の位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用　等）また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。（座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策（使用済みテニスボールの利用等）、防音環境のある指導室、必要に応じてFM式補聴器等の使用　等）
知的障害	知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用　等）
肢体不自由	書字や計算が困難な子供に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。（書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子供にはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用　等）
病弱	病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。（友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験　等）
言語障害	発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。（筆談、ICT機器の活用等）
自閉症・情緒障害	自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。（写真や図面、模型、実物等の活用）また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。
学習障害	読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える　等）
注意欠陥多動性障害	聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。（掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり　等）
重複障害	（視覚障害と聴覚障害）障害の重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う。（補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用　等）

※障害種別に応じた「合理的配慮」は、すべての場合を網羅することはできないため、その代表的なものと考えられるものを例示しており、これ以外は提供する必要がないということではない。「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものである。

図Ⅱ－３　合理的配慮の観点毎の障害種別の例示配慮

（２）早期からの一貫した支援体制と就学相談

① 一貫した支援体制の構築

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要である。早期からの一貫した支援のためには、障害のある子どもの成長記録や必要な支援の内容に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められる。

市町村の教育委員会においては、幼稚園・認定こども園・保育所において作成された個別の指導計画や個別の教育支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小・中学校等へ引き継ぐ等の取組を進めていくようにする必要がある。

② 早期からの教育相談・支援

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深め、保護者の障害受容、その後の円滑な支援につなげていくことが求められる。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要になる。

早期からの教育相談には、子どもの障害の受容にかかわる保護者への支援、保護者が障害のある子どもとの関わり方を学ぶことにより良好な親子関係を形成するための支援、乳幼児の発達を促すような関わり方についての支援、障害による困難の改善に関する保護者の理解への支援、特別支援教育に関する情報提供等の目的や意義がある。

早期からの教育相談を行うに当たっては、我が子の障害に戸惑いを感じ、就学先決定に対して不安を抱いている保護者の気持ちを十分に汲み取り、安心して相談を受けられるよう工夫をするなど､保護者の気持ちを大切にした教育相談を行うことが重要である。

（３）多様な学びの場の整備と学校間連携の推進

① 多様な学びの場の整備

多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの場において環境整備の充実を図っていく必要がある｡通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫や改善が望まれる。少人数制の学級である特別支援学級の指導方法の工夫や改善等もインクルーシブ教育システム構築に向けて検討していく必要がある。また、通級による指導は、他校通級による児童生徒の移動の負担等を軽減するため、自校で通級による指導が受けられる仕組みを考えることも必要である。

多様な子どものニーズに的確に応えていくには、教員だけでなく、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST（言語聴覚士)、OT（作業療法士)、PT（理学療法士）等の専門家の活用による支援の充実も考えられる。医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じて確保していく必要がある。

② 学校間連携の推進

域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが重要である。特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協

力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能などのセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮することが求められる。このため、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機を効果的に発揮するための特別支援学校ネットワークを構築する必要がある。

特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義をもっている。各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置づけたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

各学校が単体で、個別の教育的ニーズに十分に応えることは難しいことから、学校間連携や専門的な人材活用など、域内の教育資源を様々に組み合わせることにより、地域の教育の充実を図っていくことが望まれる。

特別支援教育の体制整備において、外部の専門家等の活用は推進されてきているが、活用の仕方等について、学校間や地域間でまだばらつきが見られる。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の積極的な活用や特別支援学校のセンター的機能の一層の充実に向け、国、都道府県、市町村において、人材育成も含めた、専門家・専門機関の支援ネットワークについて、階層構造の整備を考えていく必要がある。

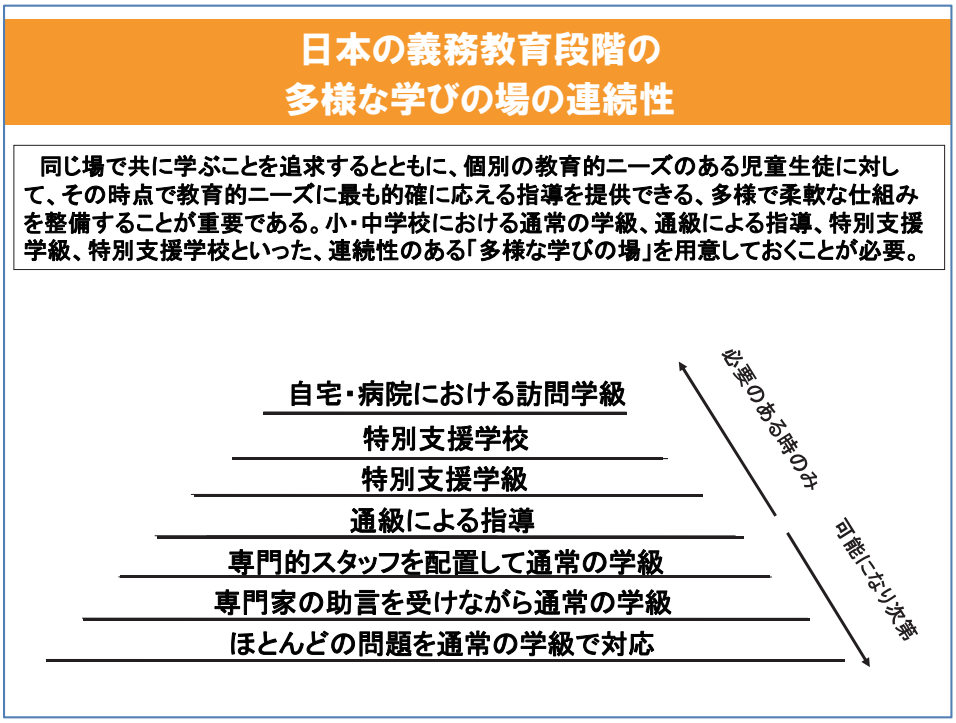

図Ⅱ－４　日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

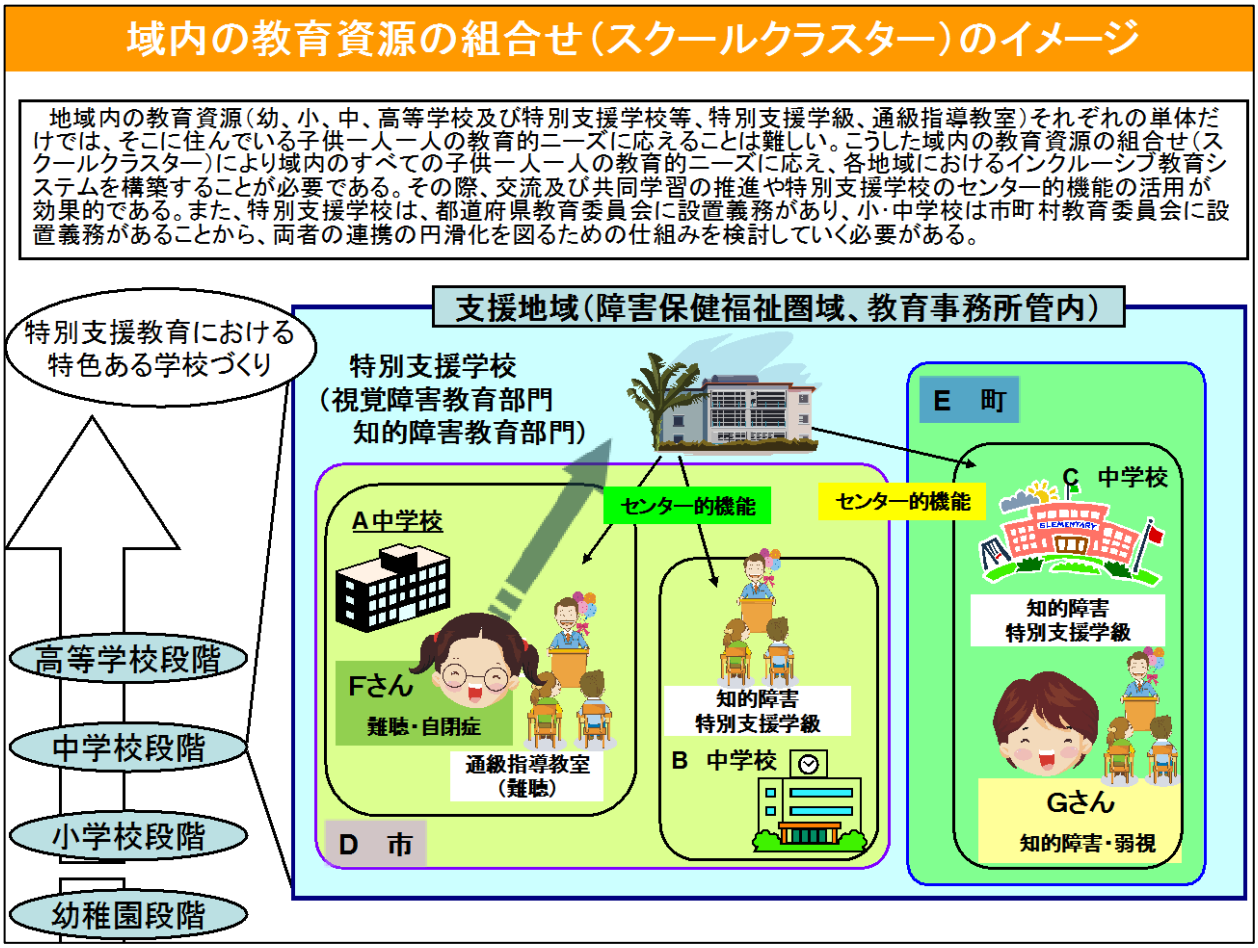

図Ⅱ－５　域内の教育資源の組合せ（スクースクラスター）のイメージ

（４）教職員の専門性向上

インクルーシブ教育システム構築のためには、すべての教員において特別支援教育、発達障害に関する一定の知識・技能の習得が必須となる。今後は、教員養成段階で特別支援教育を必修にし、新採用教員は基本的な知識を身につけた上で教職につくことが望まれる。現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

専門性にはすべての教員に共通の専門性と職種による専門性がある。すべての教員が身につけておくべき専門性の確保と、職種により異なる専門性の向上に取り組む必要がある。多様な学びの場の連続性を考えると、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員においても、通常の学級における教育についての基本的な知識・技能を身につけておくことは重要である。すべての教員が多岐にわたる専門性を身につけることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことも必要である。学校全体としての専門性を確保していく上では、校

長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する教育委員会の指導主事等の役割も大きい。校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修も積極的に実施していく必要がある。

４．本研究の位置づけ

インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりにおいては、教職員をはじめ学校や地域における教育の専門性が、継続的に獲得、発揮されるために、教育委員会にも支えられた学校等における組織的な取組が必要であり、また、地域における様々な関係機関や人との連携、協働等を含む組織運営を進める体制づくりが重要になる。

本研究では、初等中等教育分科会報告（2012）に示された「就学相談・就学先決定の在り方について」、「障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」、「多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」、「特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等」の４つ内容を、インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに必要な視点としておさえ研究を進めた。

平成23～24年度の２つの研究、「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」及び、「インクル―シブ教育システム構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」では、４つの内容のうち、「教職員の専門性向上等」と「合理的配慮及びその基礎となる環境整備」に関する研究を行った。

本研究では、これらの研究成果も踏まえた上で、「就学相談・就学先決定の在り方」、「多様な学びの場の整備、学校間連携の推進」に関する内容も含めた地域（市町村）の体制づくりの在り方について検討しまとめた。具体的には、特別な教育的ニーズのある子どもに対する合理的配慮がその基礎となる環境整備のもとで効果的に実施されるために、地域（市町村）における体制づくりに必要かつ重視すべき内容について、地域（市町村）の実践事例とともにまとめた。

なお、本研究は当研究所における平成 23～27 年度まで 5 年間の中期特定研究の 3～4 年目の研究に当たり、平成 27 年度に 5 年間の研究のまとめとして「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりのガイドライン（試案)」を作成する予定である。